

議案第22号

久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「28,800円」を「30,900円」に改め、同項第2号中「37,400円」を「40,200円」に改め、同項第3号中「40,300円」を「43,300円」に改め、同項第4号中「47,800円」を「49,500円」に改め、同項第5号中「57,600円」を「61,900円」に改め、同項第6号中「63,300円」を「71,200円」に改め、同号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額」を「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、令第22条の2第1項に規定する租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から同条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「72,000円」を「83,600円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「86,400円」を「95,900円」に改め、同号ア中「400万円」を「300万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「102,500円」を「105,200円」に改め、同号ア中「600万円」を「400万円」に改め、同号イ中「((1)に係る部分を除く。))」の次に「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第10号中「106,600円」を「154,800円」に改め、同号を同項第15号とし、同項の前に次の5号を加える。

- (10) 次のいずれかに該当する者 111,400円
- ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 117,600円
- ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 123,800円
- ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 130,000円
- ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)
- (14) 次のいずれかに該当する者 142,400円
- ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

第4条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,200円」を「18,500円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,200円」を「18,500円」に、「23,000

円」を「24,700円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,200円」を「18,500円」に、「37,400円」を「40,200円」に改める。

附則第3項中「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

介護保険法第129条に規定する介護保険料の改定及び介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。